

1. 件名：三菱原子燃料（株）の令和3年度定期事業者検査報告（開始時）及び一部使用承認申請についての面談

2. 日時：令和4年2月8日（火）10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

永井検査技術専門職

三菱原子燃料（株）

安全・品質保証部長 他5名

5. 要旨

(1) 令和3年度定期事業者検査報告（開始時）について

○三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）から、令和4年1月25日に実施した令和3年度定期事業者検査の開始時における面談の中で、原子力規制庁から説明を求めた指摘事項を踏まえて加筆修正した資料1に基づき説明があった。主な内容は以下のとおり。

- ・令和4年1月25日の資料「添付書類 1. 定期事業者検査の計画 定期事業者検査に係る工程」にて「検査対象が適合確認完了まで設備停止中のため、これ以外の加工施設の維持管理のために使用する設備について、検査の対象とする」としていたが「検査対象が適合確認完了まで設備停止中の設備及び加工施設の維持管理のために使用する設備について、検査の対象とする」に改めた。
- ・同資料「1. 定期事業者検査の計画 当該定期事業者検査期間中に実施する工事」にて「新規基準への適合のための設工認申請に基づく以下の工事を実施する」としていたが追加工事に係る設備・機器を検査対象から外す旨を明記した。
- ・同資料「1. 定期事業者検査の計画 前回の定期事業者検査からの変更点」にて今回から定期事業者検査を実施しない設備について、加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準」という。）に安全機能の記載がないもののみを定期事業者検査を実施しない設備とすることにした。
- ・別添2 施設管理実施計画の表1に技術基準の該当条項を追記した。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・別添2 施設管理実施計画の表1について、点検頻度を3年や5年としているものについては次回点検時期が分かるように記載すること。
- ・施設管理実施計画の下位文書である保守管理要領等にて管理している機器についても施設管理実施計画に記載すること。

○事業者から了解した旨の回答があった。

(2) 一部使用承認申請について

- 事業者より核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第三条の六第一項第3号に規定する一部使用承認について、資料2に基づき説明があった。
 - ・加工施設は現在耐震補強等の工事を実施中であり、これに伴い工事関連の廃棄物が多数発生しており、保管廃棄物は増加傾向にある、現状のままでは、保管廃棄能力が逼迫する恐れが生じている。このため焼却設備を使用し可燃性廃棄物の焼却減容処理を行い、保管廃棄物量の低減化を行うため、焼却設備について一部使用承認を受けたい。
 - ・対象施設及び設備については、必要な使用前事業者検査を実施済みであり、検査結果は判定基準を満足していることを確認している。
 - ・使用承認期間は一部使用承認書交付日から使用前確認証交付日までを計画している。
 - ・使用については保安規定に従い、運転管理及び維持管理を行う。
- 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - ・保管廃棄物について、1日の廃棄物発生量、保管量の逼迫想定時期など具体的な数字を提示し説明すること。
- 事業者から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料1：令和3年度定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

資料2：加工規則第三条の六第1項第3号に規定する一部使用承認について

以 上